

# あわら市がん患者等補整具助成に関するご案内

あわら市では、がん治療に伴う外見の変化による心理的負担を軽減し、自分らしい生活を送ることができるよう、ウィッグ（かつら）など補整具の一部を助成します。

## 1. 助成の対象（下記要件をすべて満たす場合）

- (1) 補助を受ける人が申請日時時点で、あわら市に住民票を有している
- (2) がんと診断され、その治療を受けた又は受けている人であって、がん治療に伴う脱毛などの外見の変化に対して、ウィッグなどの補整具が必要となっている人
- (3) 市税を滞納していない人
- (4) 過去にあわら市、県及び他自治体から同種の補助を受けていない人（1人につき1回限りの助成です）

## 2. 助成金額・内容

- 購入金額の1/2を助成（1円未満切り捨て）。ただし、2万円を上限とします。
- 複数の補整具の購入費を併せて申請できますが、申請は助成対象者1人につき、1回限りです。
- 申請時点で購入日の翌日から1年以内の補整具が対象です。

〈補整具の内容〉

- ・ウィッグ（ウィッグ装着時に必要な頭皮保護用のネット及び帽子も含む。）
- ・補整下着等の胸部補整具、補整具の付属品、その他市長が認める補整具

※購入のために要した交通費、郵送費等は対象となりませんので、ご注意ください。

## 3. 令和7年度申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

## 4. 申請方法

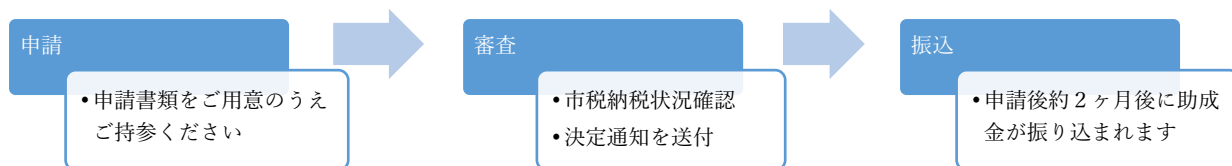
申請書類一式を、あわら市健康長寿課窓口へご持参ください。

## 5. 申請書類

- (1) あわら市がん患者等補整具助成金支給申請書兼請求書(様式1号)
- (2) あわら市がん患者等補整具助成金申請に関する誓約書兼同意書(様式2号)
- (3) 対象補整具の購入を証明する領収書等（購入品目、購入日、金額がわかるもの）
- (4) がん治療を証明する書類（例：治療方針計画書や診断書、お薬手帳、診療明細書等）
- (5) 申請者名義の振込金融機関の通帳等（カナ名義・口座番号が確認できるもの）
- (6) 本人及び住所を確認する書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

## よくある質問

質問	回答
助成を受けられる回数は何回ですか	1人1回です。 助成を受けた後に、異なる補整具を購入した場合でも、1回助成を受けた人は、再度申請することはできません。
助成対象となる補助具は、1人1つに限られますか	個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて申請することは可能です。ただし、総額の金額と購入日によって助成額が決まります。
異なるがんになった場合や再発の場合には、再度申請することはできますか	再発・転移など異なるがんにかかった場合でも、再度の申請はできません。
助成対象となるために購入日に制限がありますか	購入から1年以内に申請された補整具が対象となります。領収書などにより確認させていただきます。
治療を受けたのは2年前ですが、助成の対象となりますか	治療を受けられた日は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、1年以内に購入された補整具が対象です。



## 福井県には、5つのがん診療連携拠点病院 がん相談支援センターがあります

医療機関名	電話	住所
福井県立病院	0776-54-5151 (代表)	福井市四ツ井2丁目8-1
福井大学医学部付属病院	0776-61-3111 (代表)	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
福井県済生会病院	0776-28-1212 (直通)	福井市和田中町舟橋7-1
福井赤十字病院	0776-36-3673 (直通)	福井市月見2丁目4-1
市立敦賀病院	0770-22-3611 (代表)	敦賀市三島町1-6-60

## 相談対応時間

午前8時30分から午後5時まで（平日月曜日から金曜日まで）祝日および年末年始を除きます。

## お問い合わせ先

〒919-0692 あわら市市姫三丁目1番1号 あわら市健康福祉部健康長寿課 電話 0776-73-8023

ホームページ <https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/health/kenkouiryuu/kenkodukuri/>

必要書類（様式1号、様式2号は市ホームページからダウンロードできます）

令和7年4月作成